官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府九一）　一
〔その他告示〕
○モーリシャス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモーリシャス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一四八）　二
○カルマ橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一四九）
○コトヌ市ベドコ交差点立体交差建設計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五〇）
○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第十五条第一項の規定に基づき指定調査機関の指定の更新をした件
（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）
○保安林の指定をする件
（農林水産六七〇、六七一）
○保安林の指定を解除する件
（同六七二）
○消費生活用製品安全法第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（経済産業七四）
○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通三四三～三四五）
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件（防衛一〇七）
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
通運
海事補佐人の登録（海難審判所）
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
〔公告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一）
官庁
社会保険労務士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、再生関係
会社その他

法規的告示

○内閣府告示第九十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第３　器具及び容器包装	第３　器具及び容器包装
Ａ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格	Ａ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格
１～８　（略）	１～８　（略）
９　８に定めるもののほか、食品衛生法施行令第１条に規定された材質の原材料であって、これに含まれる物質ごとに定める含有量等について、別表第１により規定することが適当でないと認められる場合には、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた内容のとおりとする。	（新設）
10　器具又は容器包装には、第一種特定化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第２条第２項に規定する第一種特定化学物質をいう。）を原材料として用いてはならない。	（新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示による改正後の第３　器具及び容器包装のＡ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の10の規定は、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、適用しない。

その他告示

○外務省告示第百四十八号

令和七年三月十四日にポートルイスで、モーリシャス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモーリシャス共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億円

3　署名者

日　本　側　菅正広在モーリシャス大使

モーリシャス側　アナンシング・アチャラズ財務大臣代行

令和七年四月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○外務省告示第百四十九号

令和七年三月二十五日にカンパラで、カルマ橋架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　カルマ橋架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四十九億三千九百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　佐々山拓也在ウガンダ大使

ウガンダ側　マティア・カサイジャ財務・計画・経済開発大臣

令和七年四月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○外務省告示第百五十号

令和七年三月二十五日にコトヌで、コトヌ市ベドコ交差点立体交差建設計画のための贈与に関する令和三年一月二十六日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「四十億七千百万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　上薗英樹在ベナン大使

ベナン側　ロミュアルド・ワダニ経済・財務担当兼協力担当国務大臣

令和七年四月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、告示第一号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第十五条第一項の規定に基づき指定調査機関の指定の更新をしたので、同法第十四条第二項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年四月二十八日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福岡　資麿
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　名称　公益財団法人廃棄物・３Ｒ研究財団

二　住所　東京都墨田区両国三丁目二十五番五号

三　設計調査の業務を行う事務所の所在地　東京都墨田区両国三丁目二十五番五号

四　指定の更新の年月日　令和七年四月二十七日

○農林水産省告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福岡　資麿

一　保安林の所在場所　岩手県八幡平市瀬ノ沢五六の三二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び八幡平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福岡　資麿

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区只来字持井沢二一九の一・二二二・二二三・二二四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二二四の三、字ワレ岩二七一、二七二の一、二七二の三、二七二の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月二十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福岡　資麿

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県厚木市中荻野字七夕一五四八の九

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第七十四号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、令和七年四月二十六日付けで次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号に該当するものとして同条の規定に基づき公示する。

令和七年四月二十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正

登録の区分	国内登録検査機関
浴槽用温水循環器	株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ 三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六
携帯用レーザー応用装置	株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ 三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六

（参考）

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ　本社（三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六）

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ　東京本社（東京都千代田区丸の内一丁目八番三号　丸の内トラストタワー本館六階）

○国土交通省告示第三百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西浜沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　静岡県伊豆市八木沢字城山裏及び字中大浦の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点	北緯三四度五三分三六秒八三三〇	東経一三八度四六分〇八秒六二四二
二点	北緯三四度五三分二六秒二五五五	東経一三八度四六分〇七秒一一二六
三点	北緯三四度五三分二四秒一一三三	東経一三八度四六分〇六秒五五〇八
四点	北緯三四度五三分二三秒〇〇一六	東経一三八度四六分〇四秒〇九六九
五点	北緯三四度五三分二二秒八八四二	東経一三八度四六分〇二秒二二七六
六点	北緯三四度五三分二四秒六五八八	東経一三八度四六分〇〇秒七七三二
七点	北緯三四度五三分三五秒二二七〇	東経一三八度四六分〇一秒九〇六〇
八点	北緯三四度五三分三六秒七三一五	東経一三八度四六分〇二秒一〇七六
九点	北緯三四度五三分三七秒七二五二	東経一三八度四六分〇五秒〇七八五
十点	北緯三四度五三分三七秒四〇九〇	東経一三八度四六分〇六秒八一四四
十一点	北緯三四度五三分三六秒八四五五	東経一三八度四六分〇七秒三三二〇
十二点	北緯三四度五三分三七秒〇六四五	東経一三八度四六分〇八秒五四四一
十三点	北緯三四度五三分三七秒〇七四五	東経一三八度四六分〇八秒六八七八

○国土交通省告示第三百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中村川三
二　砂防法第二条の土地の表示
　大分県佐伯市鶴見大字地松浦字小河内の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点	北緯三三度五六分三六秒八四七四	東経一三一度五七分二二秒四六九一
二点	北緯三三度五六分三六秒三五六八	東経一三一度五七分二二秒五八五六
三点	北緯三三度五六分三五秒九九七四	東経一三一度五七分二二秒九四九一
四点	北緯三三度五六分三五秒三九三二	東経一三一度五七分二〇秒六〇〇五
五点	北緯三三度二四分二四秒三三三四	東経一三一度一一分四九秒八三五五
六点	北緯三三度二四分二六秒二六七八	東経一三一度一一分四九秒八四九二
七点	北緯三三度二四分二九秒八七五三	東経一三一度一一分四八秒〇六六四
八点	北緯三三度二四分二七秒七二二〇	東経一三一度一一分四八秒一〇九一
九点	北緯三三度二四分二六秒四一九六	東経一三一度一一分四八秒八三八二
十点	北緯三三度二四分三〇秒〇三八四	東経一三一度一一分五〇秒四六九六
十一点	北緯三三度二四分三一秒三五二五	東経一三一度一一分五〇秒〇七四〇
十二点	北緯三三度二四分三一秒三五四七	東経一三一度一一分四八秒三三四九
十三点	北緯三三度二四分二四秒三六四七	東経一三一度一一分四八秒七五九六
十四点	北緯三三度二四分二五秒八一二八	東経一三一度一一分四七秒四七八五
十五点	北緯三三度二四分二六秒四一二三	東経一三一度一一分四七秒五〇四五
十六点	北緯三三度二四分二九秒八七五三	東経一三一度一一分四七秒七三六六
十七点	北緯三三度二四分二九秒八一八五	東経一三一度一一分四七秒七四〇〇
十八点	北緯三三度二四分二七秒四一二三	東経一三一度一一分四七秒五〇四五
十九点	北緯三三度二四分二六秒四一二三	東経一三一度一一分四七秒五〇四五
二十点	北緯三三度二四分二五秒八一二八	東経一三一度一一分四七秒四七八五

○国土交通省告示第三百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　樅木上川
二　砂防法第二条の土地の表示
　大分県中津市本耶馬渓町西谷字椴ノ木、字尾越及び字竹ノ上の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第千三百七十七号で指定した土地の区域を除く。）

一点	北緯三三度二四分三一秒三三四〇	東経一三一度一一分五〇秒四〇九四
二点	北緯三三度二四分二九秒八七五三	東経一三一度一一分五〇秒九五七一
三点	北緯三三度二四分二八秒九一一八	東経一三一度一一分四九秒八四九二
四点	北緯三三度二四分二六秒二六七八	東経一三一度一一分四九秒八三五五
五点	北緯三三度二四分二四秒三三三四	東経一三一度一一分四八秒七五九六
六点	北緯三三度二四分二四秒三六四七	東経一三一度一一分四八秒七五二五
七点	北緯三三度二四分二五秒八一二八	東経一三一度一一分四七秒四七八五
八点	北緯三三度二四分二七秒四一二三	東経一三一度一一分四七秒五〇四五
九点	北緯三三度二四分二九秒八七五三	東経一三一度一一分四七秒七三六六
十点	北緯三三度二四分三〇秒〇三八四	東経一三一度一一分四八秒一〇九一
十一点	北緯三三度二四分二九秒四一九六	東経一三一度一一分四八秒八三八二
十二点	北緯三三度二四分二七秒四一二三	東経一三一度一一分四八秒〇六六四
十三点	北緯三三度二四分二五秒八一二八	東経一三一度一一分四七秒四七八五

○防衛省告示第百七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和七年四月二十五日次のとおり決定された。

令和七年四月二十八日

防衛大臣　中谷　元

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	名護市	国有	建物：約一二、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 複合売店等として追加提供する。

国会事項

衆議院

議案提出

四月二十四日委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出）

衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出）

議案送付

四月二十四日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

公益通報者保護法の一部を改正する法律案

質問書提出

四月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＮＨＫに関する質問主意書（矢﨑堅太郎提出）

質問書転送

四月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

マイナンバーカードの更新手続の存在が保険診療の円滑な受診を阻害する可能性等に関する質問主意書

再エネ賦課金に関する質問主意書

特定生殖補助医療に関する法律案に関する質問主意書

こども家庭科学研究の「精子又は卵子の第三者提供による生殖補助医療の適正な実施に向けた研究」に関する質問主意書

参　議　院

議事日程

四月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十七号

令和七年四月二十五日（金曜日）

午前十時開議

第一　船員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

四月二十四日衆議院から次の議案が提出された。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二八号）

議案受領

四月二十四日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（閣法第二九号）

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第二号）

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

公益通報者保護法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）

議案受領（予備審査）

四月二十四日衆議院から次の議案が送付された。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第二八号）

議案送付（予備審査）

四月二十四日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置等に関する法律案（吉良よし子発議）

質問主意書提出

四月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

雇用保険に未取得状態の労働者における「一週間の所定労働時間」の算定に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一〇五号）

質問主意書転送

四月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

大阪・関西万博会場におけるメタンガス対策に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一〇〇号）

公衆の目に触れるような方法で買春の相手方となるよう勧誘等する行為に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一〇一号）

精神障害者保健福祉手帳の更新申請時に減免措置が受けられない可能性があることに関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一〇二号）

保険者がレセプトや電子カルテ等の医療情報にアクセスして医療の質や費用対効果を分析できる環境整備の重要性等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一〇三号）

報告書提出

四月二十四日委員長から次の報告書を提出した。

船員法等の一部を改正する法律案（閣法第五八号）審査報告書

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）審査報告書

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一一号）審査報告書

人事異動

内閣

朝日　涼子　石山　実季　井上　音々

上野　颯　大小田智暁　大胡　裕昭

川島　郁葉　栗原　健　小林　桜子

住友光太郎　鷹野　周平　中嶌　翔太

冨士川愛紗美　星川　竜儀　松山　魁

室賀　一馬　森藤　冬芽　上坂　侑

田治百合恵　中村　潤　植村そらの

古関　大樹　佐々木光弘　中本　裕子

平田　裕人　井坂　志穂　佐々木佳穂

原口　在光　和仁　崇博　加藤　陽大

大西　立　篠﨑　未裕　木村ゆりな

横田　知子　岩崎由莉耶　大川　未来

大場　悠生　加賀　潮美　河井　沙織

川崎　陽　新池谷圭輝　須田　翔太

水城真那花　善元　貴大　稲垣　梨花

栗田　陽介　林　萌百　影山　はな

曽田　博紀　山谷奈々緒　米田　京花

爲金まりえ　山下　大智　木ノ元一輝

岡本　歌純　佐竹　優哉　田丸　冬尉

三輪　千紘　谷津賢太郎　水野　太郎

前田　佳秀　水成　俊介　坂下　翔哉

田尻　駿　吉村　俊昭　加藤　大智

榊原まどか　高橋　聡　鶴﨑　涼花

有水　志帆　井上　裕貴　北平　将

溝口　淳弥　木村　駿介　小泉　直樹

亀山　司　寺島　大貴　中本　幸太

水田菜々実　薄井　孝　黒岩美千華

柏田　芳樹　河村　紗穂　河村　龍

宮川　太真　竹内　柊湖　髙橋かれん

大西　裕紀　樋口　結衣　兵多　俊輝

判事補に任命する（各通）（四月二十四日）

皇室事項

信任状捧呈式

四月二十四日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在レソト特命全権大使レツェディスィツォエ・テコの信任状捧呈式を行われた。

四月二十四日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在スペイン特命全権大使イニゴ・デ・パラシオ・エスパーニャの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

通　運

海事補佐人の登録

海事補佐人の登録を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

令和七年四月二十八日

海難審判所長　横井　幸治

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二六三八	西浦　嘉博	七・一・六
二六三九	髙尾　侍志	〃・〃・〃
二六四〇	内藤　牧雄	〃・〃・〃
二六四一	勝田　大貴	〃・〃・一六
二六四二	松村　悠人	〃・二・一八
二六四三	**舩**野　徹	〃・〃・〃
二六四四	小關ありや	〃・三・三
二六四五	伊藤　裕基	〃・〃・〃
二六四六	尾関　信洋	〃・〃・〃
二六四七	沼田　一博	〃・〃・四

労　働

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月28日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

種類	実施時期	図名	縮尺レベル
電子地形図50000	令和７年	鬼志別	50000
〃	〃	浜頓別	〃
〃	〃	上猿払	〃
〃	〃	沢木	〃
〃	〃	紋別	〃
〃	〃	興部	〃
〃	〃	中湧別	〃
〃	〃	上渚滑	〃
〃	〃	滝上	〃
〃	〃	鮭ヶ崎	〃
〃	〃	霞露ヶ岳	〃
〃	〃	田老	〃
〃	〃	大川	〃
〃	〃	外山	〃
〃	〃	宮古	〃
〃	〃	川井	〃
〃	〃	早池峰山	〃
〃	〃	大槌	〃
〃	〃	土淵	〃
〃	〃	大迫	〃
〃	〃	榛名山	〃
〃	〃	軽井沢	〃
〃	〃	上田	〃
〃	〃	富岡	〃
〃	〃	御代田	〃
〃	〃	小諸	〃
〃	〃	和田	〃
〃	〃	万場	〃
〃	〃	十石峠	〃
〃	〃	蓼科山	〃
〃	〃	諏訪	〃
〃	〃	三峰	〃
〃	〃	金峰山	〃
〃	〃	八ヶ岳	〃
〃	〃	高遠	〃
〃	〃	丹波	〃
〃	〃	御岳昇仙峡	〃
〃	〃	韮崎	〃
〃	〃	市野瀬	〃
〃	〃	都留	〃

〃	甲府	〃
〃	鰍沢	〃
〃	大河原	〃
〃	山中湖	〃
〃	富士山	〃
〃	身延	〃
〃	赤石岳	〃
〃	赤穂	〃
〃	上松	〃
〃	加子母	〃
〃	飯田	〃
〃	妻籠	〃
〃	付知	〃
〃	時又	〃
〃	中津川	〃
〃	恵那	〃
〃	久万	〃
〃	大洲	〃
〃	伊予長浜	〃
〃	椿原	〃
〃	卯之町	〃
〃	八幡浜	〃
〃	伊予三崎	〃
〃	光	〃
〃	野島	〃
〃	宇部東部	〃
〃	宇部	〃
〃	姫島	〃
〃	蓑島	〃
〃	一子碆	〃
〃	窪川	〃
〃	土佐佐賀	〃
〃	田野々	〃
〃	宇和島	〃
〃	伊予高山	〃
〃	大用	〃
〃	岩松	〃
〃	魚神山	〃

備考　地図の提供開始日　令和７年４月30日

種類		実施時期	区域	摘要
基盤地図情報	・測量の基準点 ・海岸線 ・行政区画の境界線及び代表点 ・道路縁 ・軌道の中心線 ・標高点 ・水涯線 ・建築物の外周線 ・市町村の町若しくは字の境界線及び代表点 ・街区の境界線及び代表点	令和６年度	全国	令和７年３月版

備考　地図の提供開始日　令和７年４月30日

上記の基盤地図情報は、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第２項及び地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院基盤地図情報サイト（https://www.gsi.go.jp/kiban/）において供する。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月28日

中国地方整備局長　林　　正道

１　処分をした年月日　令和７年４月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社石田コーポレーション　石田　遼馬　鳥取県米子市米原８－１－32　国土交通大臣許可（般－５）第24963号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（板金工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月28日

中国地方整備局長　林　　正道

１　処分をした年月日　令和７年４月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アイサワ工業株式会社　逢澤　寛人　岡山県岡山市北区表町１－５－１　国土交通大臣許可（特－２）第4120号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年４月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十四日
掲載頁　三十一頁（号外第八十三号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月十四日
掲載頁　七頁

令和七年四月二十八日

群馬県高崎市吉井町小暮五四二番地三
（甲）三幸ＨＤ株式会社
代表取締役　竹内　芳久

群馬県高崎市吉井町小暮五四二番地三
（乙）株式会社三幸
代表取締役　竹内　芳久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.kubell-partner.com/

（乙）https://www.kubell-partner.com/

令和七年四月二十八日

東京都港区南青山一丁目二四番三号ＷｅＷｏｒｋ乃木坂

（甲）株式会社ｋｕｂｅｌｌパートナー

代表取締役　岡田　亮一

大阪市北区堂島一丁目五番一七号

（乙）株式会社ミナジン

代表取締役　佐藤　栄哲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙及び丙）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年六月二十六日

掲載頁　十頁

令和七年四月二十八日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（甲）カルチュア・エンタテインメント株式会社

代表取締役　中西　一雄

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（乙）株式会社プレシード・パートナーズ

代表取締役　福島　弘子

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（丙）株式会社プレシード・ストアズ

代表取締役　福島　弘子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　四頁

令和七年四月二十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号赤坂Ｂｉｚタワー二九階

（甲）ＬＣＪ　Ｌａｋｅ株式会社

代表取締役　清水　俊孝

静岡県浜松市中央区西ケ崎町一五九〇番地の一

（乙）メガバス株式会社

代表取締役　伊東　浩一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　二頁

令和七年四月二十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター八階

（甲）ブルースカイソーラー株式会社

代表取締役　藤宮　康洋

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター八階ブルースカイソーラー株式会社内

（乙）株式会社すずらん開発

代表取締役　藤宮　康洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十七日

掲載頁　七十八頁（号外第三〇五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月二十三日

掲載頁　一二四頁（号外第二四八号）

令和七年四月二十八日

東京都千代田区大手町二丁目二番二号

（甲）ＪＳＦＰ　Ａｓｃｅｎｔ株式会社

代表取締役　山口　亮

東京都台東区上野五丁目三番一二号

（乙）エヌケー貿易株式会社

代表取締役　曽我　祐馬

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.gendagigo.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十七日

掲載頁　一八二頁（号外第一五四号）

令和七年四月二十八日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

（甲）株式会社ＧＥＮＤＡ　ＧｉＧＯ　Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ

代表取締役　二宮　一浩

東京都中央区新富一丁目七番三号

（乙）株式会社ハローズ

代表取締役　今泉富士男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月三十一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年四月十一日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://tsubotajuku.com/company/ir/

令和七年四月二十八日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

（甲）株式会社ＮＥホールディングス

代表取締役　近藤　宏樹

東京都渋谷区恵比寿四丁目四番七号

（乙）株式会社ＮＥＸＴ　ＥＤＵＣＡＴＩＯＮ

代表取締役　中野　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十七日

掲載頁　第七十七頁（号外第三〇五号）

令和七年四月二十八日

東京都江東区平野三丁目二番六号

（甲）ベステラ株式会社

代表取締役　本田　豊

東京都中央区勝どき六丁目三番一―四九〇六号

（乙）ＴＥＲＲＡ・ＥＳＨＩＮＯ株式会社

代表取締役　吉野　佳秀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十一日

掲載頁　六十一頁（号外第八十九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　三十八頁（号外第八十五号）

令和七年四月二十八日

東京都墨田区横川三丁目六番七号

（甲）バタフライ株式会社

代表取締役　望月　和

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

（乙）株式会社ＤＡインベストメンツ

代表取締役　本田　晃康

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年一月三十一日
掲載頁　五十八頁（号外第二十号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年一月三十一日
掲載頁　五十三頁（号外第二十号）

令和七年四月二十八日
東京都江東区枝川二丁目八番七号
（甲）カトーレック株式会社
代表取締役　加藤　英輔
大阪府摂津市東別府一丁目五番三四号
（乙）カトーレックウエスト株式会社
代表取締役　加藤　英輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月四日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月四日
掲載頁　二十七頁

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　一〇三頁（号外第七十二号）

令和七年四月二十八日
東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号
（甲）株式会社シーラ
代表取締役　湯藤　善行
東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号
（乙）株式会社利回りくん
代表取締役　杉本　宏之
東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号
（丙）株式会社シーラアセットマネジメント
代表取締役　湯藤　善行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二十一日
掲載頁　八十頁（号外第八十九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二十一日
掲載頁　六十一頁（号外第八十九号）

令和七年四月二十八日
東京都江戸川区松江二丁目三五番一三号
（甲）南信電設株式会社
代表取締役　松尾　輝雄
東京都江戸川区松江二丁目三五番一三号
（乙）コマガネ産業株式会社
代表取締役　松尾勢津子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://corp.tsukuri-staff.net/

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月二十八日
掲載頁　四頁

令和七年四月二十八日
東京都千代田区内神田三丁目二三番五号
（甲）株式会社ツクイスタッフ
代表取締役　西山　路代（前原　路代）
東京都港区北青山二丁目七番一三号プラセオ青山ビル
（乙）株式会社ＳＯＹＯＫＡＺＥ　Ｓｔａｆｆ　Ｃｏｍｐａｎｙ
代表取締役　大橋　邦彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　四十五頁（号外第七十四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　四十八頁（号外第七十四号）

令和七年四月二十八日
東京都大田区平和島五丁目六番一号
（甲）エービーカーゴ東日本株式会社
代表取締役　甲木　稔
大阪府吹田市南吹田三丁目二番五六号
（乙）エービーカーゴ西日本株式会社
代表取締役　甲木　稔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙および丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.fujitsu.com/jp/group/fji/about/notifications/

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月三十一日
掲載頁　一六五頁（号外第一八一号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月十二日
掲載頁　一四二頁（号外第一六七号）

令和七年四月二十八日
神奈川県川崎市幸区大宮町一番地五
（甲）富士通Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　長堀　泉
神奈川県川崎市幸区大宮町一番地五
（乙）富士通Ｊａｐａｎソリューション
ズ東京株式会社
代表取締役　東条　省一
福岡県福岡市博多区東比恵一丁目五番一三号
（丙）富士通Ｊａｐａｎソリューション
ズ九州株式会社
代表取締役　鶴棹　隆二

合併公告

左記農業協同組合は、それぞれ令和七年四月二十五日に開催の甲の総代会、乙及び丙の総会において、令和七年八月一日をもって合併し、甲は乙及び丙からその権利義務一切を承継して存続し、乙及び丙は解散することを決議しました。

この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は、それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和七年四月二十八日
山梨県笛吹市八代町南五六一番地
（甲）笛吹農業協同組合
代表理事組合長　小池　一夫
山梨県南都留郡富士河口湖町船津三一一二番地一
（乙）北富士農業協同組合
代表理事組合長　梶原　節夫
山梨県南都留郡鳴沢村七一一番地四
（丙）鳴沢村農業協同組合
代表理事組合長　渡辺　久男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月二十八日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月二十八日
掲載頁　三頁

（丙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月二十八日
掲載頁　三頁

令和七年四月二十八日
愛知県岡崎市材木町一丁目三番地一
（甲）日本オート商事株式会社
代表取締役　杉浦　孝子
愛知県岡崎市大平町字才勝八番地の一
（乙）日本オート企画株式会社
代表取締役　杉浦かおる
愛知県岡崎市大平町字才勝八番地の一
（丙）株式会社レッドバロンプロパティーズ
代表取締役　杉浦かおる

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十四日
掲載頁　三十六頁（号外第八十三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十四日
掲載頁　三十六頁（号外第八十三号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十四日
掲載頁　三十六頁（号外第八十三号）

令和七年四月二十八日

滋賀県東近江市八日市本町一番六号シャリエ八日市駅前三〇一

（丙）株式会社ケイ・エフ・ティ
代表取締役　辻元　一広

滋賀県長浜市高月町落川二〇〇番地の一

（乙）株式会社リプテクス
代表取締役　西川　徳俊

滋賀県長浜市木之本町木之本一七六八番地

（甲）田中シビルテック株式会社
代表取締役　田中　和孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二十一日
掲載頁　五十八頁（号外第八十九号）

令和七年四月二十八日

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町五六六―一井門明治安田生命ビル

（甲）株式会社フェイス
代表取締役　佐藤　俊介

東京都港区南青山六丁目一〇番一二号

（乙）ジャパンミュージックネットワーク株式会社
代表取締役　竹田　秀一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　五十八頁（号外第八十八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　五十八頁（号外第八十八号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　五十四頁（号外第八十八号）

令和七年四月二十八日

大阪市中央区久太郎町二丁目六番九号

（甲）武田和株式会社
代表取締役　武田　和雄

大阪市中央区久太郎町二丁目六番九号

（乙）和久株式会社
代表取締役　武田　和雄

福岡県大牟田市天領町一丁目二七〇番地

（丙）武田九州株式会社
代表取締役　中　豊久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月二十二日
掲載頁　二頁

（丙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月二十二日
掲載頁　二頁

令和七年四月二十八日

愛媛県松山市北井門二丁目一二番五号

（甲）エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・３３株式会社
代表取締役　前野　龍三

愛媛県松山市北井門二丁目一二番五号

（乙）株式会社コラボハウス
代表取締役　松坂　直樹

愛媛県松山市束本一丁目六番一〇号

（丙）株式会社コラボネット
代表取締役　松坂　直樹

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社トゥエンティーフォーセブン（乙、住所東京都品川区東品川二丁目三番一二号）が営むパーソナルトレーニング事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月二十八日

東京都品川区東品川二丁目三番一二号

株式会社トゥエンティーフォーセブン設立準備会社　代表取締役　松木　大輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営むゲームセンター運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.gendagigo.jp/

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月二十八日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

（甲）株式会社ＧＥＮＤＡ　ＧｉＧＯ　Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ
代表取締役　二宮　一浩

千葉県柏市柏一丁目一番一一号柏駅前第一商業協同ビル地下一階五号

（乙）有限会社アルコ
取締役　石渡雄一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は安全保障及び防衛に係る技術的サービス等の役務及び物品（プログラム、設計書等を含む）の提供、販売並びに輸出入、安全保障及び防衛に関するコンサルティング及び各種調査研究の受託の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月四日
掲載頁　五十九頁（号外第二十二号）

令和七年四月二十八日

東京都新宿区愛住町三番地三

（甲）ポラリス・ナショナルセキュリティ株式会社
代表取締役　松下　修

東京都新宿区愛住町三番地三

（乙）日本エヤークラフトサプライ株式会社　代表取締役　松下　修

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む有価証券の保有管理に係る事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年八月十九日
掲載頁　六十六頁（号外第一九三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年八月十九日
掲載頁　七十頁（号外第一九三号）

令和七年四月二十八日

東京都豊島区南池袋二丁目九番九号

（甲）株式会社アイビー
代表取締役　井上　明怜

東京都豊島区南池袋二丁目九番九号

（乙）株式会社UH Partners 2
代表取締役　井上　明怜

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む有価証券の保有管理に係る事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年八月十九日
掲載頁　六十七頁（号外第一九三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年八月十九日
掲載頁　七十頁（号外第一九三号）

令和七年四月二十八日
東京都豊島区南池袋二丁目九番九号
（甲）株式会社エヌオーアイ
代表取締役　井上　明怜
東京都豊島区南池袋二丁目九番九号
（乙）株式会社UH Partners３
代表取締役　井上　明怜

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日
神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号
（甲）鎌倉キャピタル合同会社
代表社員　金谷　正文
東京都江東区永代二丁目三三番九―三〇二号
（乙）合同会社ヌエマル電力
代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社セイクン（乙、住所名古屋市南区赤坪町二一三番地の一）の新規事業部に係る事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月四日
掲載頁　六十三頁（号外第四十三号）

令和七年四月二十八日
名古屋市南区赤坪町二一三番地の一
株式会社エスヨン
代表取締役　上野　晃

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により昭和窯業株式会社（乙、住所兵庫県南あわじ市松帆古津路六四五番地）の瓦製造を除く全事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　神戸新聞
掲載の日付　令和七年四月十九日
掲載頁　二十四頁

令和七年四月二十八日
兵庫県南あわじ市松帆古津路六四五番地
ＳＹ株式会社
代表取締役　溝上　智之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　七十一頁（号外第八十八号）

令和七年四月二十八日
兵庫県淡路市大谷一一五二番地二
（甲）ＭＫ設立準備株式会社
代表取締役　神田　泰男
兵庫県淡路市大谷一一五二番地二
（乙）株式会社ムカエ
代表取締役　土井　淳司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の宝塚歌劇公演の作品の企画、制作及び出演に関する事業の一部の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.hankyu.co.jp/company/kessan/

令和七年四月二十八日
兵庫県宝塚市栄町一丁目一番五七号
（甲）株式会社宝塚歌劇団
代表取締役　村上　浩爾
大阪府池田市栄町一番一号
（乙）阪急電鉄株式会社
代表取締役　嶋田　泰夫

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社吉谷機械製作所（乙、住所鳥取市古海三五六番地一）が有する鳥取市扇町一二六番の土地にかかる不動産賃貸事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月四日
掲載頁　八十一頁（号外第七十七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　六十七頁（号外第八十八号）

令和七年四月二十八日
鳥取市古海三五六番地一
株式会社ヨシタニホールディングス
代表取締役　吉谷勇一郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社櫻ＨＤ（住所北海道虻田郡京極町字京極五六八番地）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　千葉日報
掲載の日付　令和七年四月二十二日
掲載頁　十七頁
令和七年四月二十八日
北海道虻田郡京極町字京極五六八番地
株式会社櫻組
代表取締役　櫻　貢

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社美山企画（札幌市白石区川下二一二九番三一）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年四月十八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月二十八日
札幌市白石区川下二一二九番三一
有限会社美山
代表取締役　浅木　忠孝

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社よきに（住所東京都渋谷区東四丁目七番三―八〇一号）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　千葉日報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　十七頁
令和七年四月二十八日
東京都港区北青山三丁目八番一八号ラ・キアラ表参道三階
株式会社アールシーケーティー
代表取締役　清水ゆかり

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＥｎｓｈｉｎ株式会社（住所東京都港区新橋四丁目二一番三号）に対して当社のセレクト衣料品販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://starseeds.co.jp

令和七年四月二十八日
東京都港区新橋四丁目二一番三号
スターシーズ株式会社
代表取締役　植杉　泰久

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＳＰＩＣ（住所東京都港区新橋四丁目二一番三号）に対して当社のブランド衣料品販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://starseeds.co.jp

令和七年四月二十八日

東京都港区新橋四丁目二一番三号

スターシーズ株式会社

代表取締役　植杉　泰久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都新宿区新宿二丁目三番一一号

合同会社ＣＬＥＥＫ

代表社員　春日　真也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都千代田区二番町一番二号番町ハイム一〇〇七号

合同会社ＬＩＦＥ―Ｅ

代表社員　平　昌憲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｋ・Ｍ・Ｒとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都板橋区坂下二丁目一番二三―九〇二号

合同会社Ｋ・Ｍ・Ｒ

代表社員　上森　和実

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

神奈川県横浜市神奈川区金港町一番地一一―六〇三号

合同会社わかる塾

代表社員　島田　豊通

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

名古屋市中村区元中村町三丁目二九番地

合資会社三河屋

代表社員　澤田　一敏

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年四月二十八日

愛知県西尾市寺部町浜田一三番地二

農事組合法人寺部奥山農園

理事　髙須　哲二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＵＮＩＳＴ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

京都市右京区西院日照町六三番地二〇一号室

ＵＮＩＳＴ合同会社

代表社員　上村　拓郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

大阪府和泉市阪本町三七六番地一六一

ＲＥＭＥＲＣＩ合同会社

代表社員　横田　明樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二日であり、組織変更後の商号は株式会社ＧＲビジネスサポートとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

大阪市鶴見区焼野一丁目南一一番三号ＧＲビル二Ｆ・Ａ一

ＧＮＧ合同会社

代表社員　小林　良

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり組織変更後の商号は株式会社出会いのＣＯＣＯとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第２ビル一二―一二

合同会社出会いのＣＯＣＯ

代表社員　河田　陽平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月三十日であり、組織変更後の商号は株式会社見野山食品とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

大阪府堺市中区見野山七〇番地一

永盛商事合同会社

代表社員　戚　連勇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二日であり、組織変更後の商号は株式会社ＥＳＳとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

大分県大分市金池南一丁目五番一号コレジオ大分一Ｆ

合同会社ＥＳＳ

代表社員　山﨑　春樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

沖縄県国頭郡恩納村字仲泊九二九番地の二

合資会社大琉鉱業

代表社員　平良　聰

効力発生日変更公告

当社は、令和七年四月三十日予定の組織変更の効力発生日を令和七年五月三十日に変更いたしましたので公告します。

令和七年四月二十八日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

ＯＰＩ・２０合同会社

代表社員　ＯＰＩ・１９株式会社

職務執行者　三宅　誠一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百九十万円減少し六百十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十八日

東京都港区南青山七丁目八番一五号Ｕｓｈａｒｅ南青山

ＵＺ　Ｃａｐｉｔａｌ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　森田　高史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億六千七百万五千円減少し金三千三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号赤坂Ｂｉｚタワー二九階　ＬＣＪ　Ｌａｋｅ株式会社

代表取締役　清水　俊孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千九百八十六万円減少することと致しました。なお、減少する三億四千九百八十六万円は、資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月六日

掲載頁　六十頁（号外第二六〇号）

令和七年四月二十八日

東京都港区芝五丁目二九番一一号

株式会社Ｈａｃｏｂｕ

代表取締役　佐々木太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し、一千万円とするとともに、その減少額をその他資本剰余金に振り替えることを決議いたしました。

効力発生日は令和七年五月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年四月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十月十日

掲載頁　八頁

令和七年四月二十八日

東京都港区虎ノ門二丁目二番一号住友不動産虎ノ門タワー一六階

株式会社ＳＩＧＮＡＴＥ

代表取締役　齊藤　秀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億二千四百九十九万九千八百円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年九月二十六日

掲載頁　三頁

令和七年四月二十八日

東京都港区港南二―一五―一品川インターシティＡ棟二二階　ＤＩＧＧＬＥ株式会社

代表取締役　山本　清貴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.big-advance.site/c/134/1348

令和七年四月二十八日

東京都新宿区愛住町二二番地

リーテックス株式会社

代表取締役　小倉　隆志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百二万五千円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十八日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内　ＭＣＰ２７株式会社

代表取締役　小野　俊法

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五十二万九千七百四十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.digital-archi.com/announcement/

令和七年四月二十八日

神奈川県鎌倉市大町一丁目一番一四号

株式会社ＤｉｇｉｔａｌＡｒｃｈｉ

代表取締役　松岡　康友

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千四百六十五万五千三百九十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://establish.moneyforward.com/announcement/425612

令和七年四月二十八日

福岡市城南区南片江二丁目三一―九

株式会社ｂｅａｄｓ

代表取締役　山﨑　大輔

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億一万六千三十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　五十三頁（号外第八十八号）

令和七年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町二丁目四五番二―一〇〇三号

株式会社ＯＴＣ

代表取締役　岡﨑　貴史

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十七億一七六九万六八〇五円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十八日

福井市長本町二〇九番地

株式会社道端ホールディングス

代表取締役　道端　健太

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年五月十七日を効力発生日とする株式会社グリーンスワードとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十七日

掲載頁　八十一頁（号外第八十七号）

令和七年四月二十八日

名古屋市中区錦三丁目一〇番三三号錦ＳＩＳビル一階

株式会社ライヴ

代表取締役　吉田　幸司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十一日

掲載頁　四十五頁（号外第一六六号）

令和七年四月二十八日

千葉市美浜区中瀬一丁目三番地幕張テクノガーデンＤ棟一四階

株式会社ヘルシーサービス

代表取締役　髙野　健治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年五月三十日から同年八月三十一日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合には、当該株式発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額とをそれぞれ同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十八日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

株式会社ＭＰＩ

代表取締役　山﨑祐一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千九百五十八万三千三十円、資本準備金の額を一億四千五百六十八万二千九百十七円減少し、それぞれ二千五百万二十五円、五億千八百四十二万七千八百五十六円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十九日

掲載頁　一九八頁（号外第五十五号）

令和七年四月二十八日

東京都台東区東上野四―一三―九ＲＯＵＴＥ８９ＢＬＤＧ．株式会社キッチハイク

代表取締役　山本　雅也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五百万円、資本準備金の額を四億三千五百三十五万二千四百三十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.mti.co.jp/koukoku

令和七年四月二十八日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号東京オペラシティタワー　株式会社クリプラ

代表取締役　鐘江康一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ二億七千五百万円減少し、それぞれ五千万円、とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月三十日であり、株主総会の決議は令和七年四月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十八日

東京都千代田区麹町三丁目五番地二　レジン株式会社

代表取締役　立石　寿雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月二十八日

石川県小松市串町工業団地二九番地一　株式会社セリオ

代表取締役　川幡　佳彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月二十八日

大阪府貝塚市港一四番地の二　株式会社菰下鎔断

代表取締役　菰下　茂夫

株式併合につき通知公告

当社は、株式二万九千株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年五月二十日であり、本株式併合についての株主総会決議は令和七年五月八日を予定しております。また、効力発生日における発行可能株式総数は四十万株となります。

令和七年四月二十八日

東京都足立区舎人五丁目二五番六号　菊池運輸株式会社

代表取締役　菊池　正

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である祝嶺光彦より株式売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年五月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都港区愛宕二丁目五番一号　しゅくみねっと株式会社

代表取締役　祝嶺　光彦

組織変更公告及び新設分割公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

また、当社は、当社が合同会社に組織変更をして合同会社モルガン・スタンレー・ジャパンとなることを条件として、新設分割により新設するモルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社（住所東京都千代田区大手町一丁目九番七号大手町フィナンシャルシティサウスタワー）に対して当社の全ての事業に関する権利義務（ただし、一部の権利義務を除きます。）を承継させることにいたしました。

これらの組織変更又は会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十四日

掲載頁　七頁

令和七年四月二十八日

東京都千代田区大手町一丁目九番七号大手町フィナンシャルシティサウスタワー　モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社　代表取締役　田村浩四郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である嶋森暁広が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年四月二十八日

仙台市青葉区本町二丁目一番二九号　Ｂａｃｋｂｏｎｅ　Ｉｎｃ.

日本における代表者　嶋森　暁広

取得条項付新株予約権の一部取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにしましたので、公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の第二回新株予約権のうち、発行後令和七年三月三十一日までの間に、当社又は当社子会社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位も喪失した者が有する新株予約権の全部　四十四個

二、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の第三回新株予約権のうち、発行後令和七年三月三十一日までの間に、新株予約権の放棄を申し出た者が保有する新株予約権の全部　五個

三、取得の日　令和七年五月十三日

令和七年四月二十八日

京都市下京区新町通四条下る四条町三四七番地の一　株式会社アドインテ

代表取締役　十河　慎治

暗号資産交換業の一部廃止の公告

当社は、令和七年五月三十日をもって、暗号資産交換業において取り扱っている「イーサリアムクラシック」（以下「ＥＴＣ」といいます。）の取り扱いを廃止いたします。

令和七年五月三十日時点で当社が管理するお客様のＥＴＣにつきましては、取り扱い廃止日から起算し五年間（令和十二年五月三十日）、お客様の返還請求等に応じてＥＴＣを指定されたアドレスへ送付いたします。期限までに出庫が行われなかった場合、ＥＴＣの返還ができない可能性がございます。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告いたします。

令和七年四月二十八日

東京都台東区台東一丁目二四番九号　Ｃｏｉｎ　Ｅｓｔａｔｅ株式会社

代表取締役　陳　海騰

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十三億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s07962-7wcuk/

令和七年四月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　Ｅａｓｔ　Ｃａｓｔｌｅ特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金四千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年一月二十四日付官報の号外第十四号百十九頁に掲載されています。

令和七年四月二十八日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンター　キャピタル税理士法人内　ＨＣＢプラチナ特定目的会社

取締役　武野氏伸哉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月三十日

掲載頁　五十八頁（号外第二五四号）

令和七年四月二十八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー　特定目的会社ジャパンロジプロパティーズ

取締役　赤津　忠祐

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/aia5tmky7m

令和七年四月二十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　サカイスジホンマチ特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0075/index.html

令和七年四月二十八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・ファイブ特定目的会社　取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億四千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-kokoku.jp/14417/14417.html

令和七年四月二十八日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・シックス特定目的会社　取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億九千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0041/index.html

令和七年四月二十八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・シックス特定目的会社　取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0054/index.html

令和七年四月二十八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・ワン特定目的会社　取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十億八千七百二十五万七千四百四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001286/u9y4/

令和七年四月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ３特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二十億八千七百二十五万七千四百四十口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年五月三十日までに当社にご提出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ３特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十八億三千三百十万千六百六十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001287/kp67/

令和七年四月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ４特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二十八億三千三百十万千六百六十八口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年五月三十日までに当社にご提出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ４特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001351/4cf9/

令和七年四月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ３特定目的会社

取締役　北崎　桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一億五千万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月二日までに当社にご提出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ３特定目的会社

取締役　北崎　桂子

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は本公告第一回掲載（令和七年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十八日

大分県大分市大字西ノ洲一番地

九州共同発電株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　平松　浩二

訂正公告

令和七年三月三十一日（号外第七十二号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、職務執行者「マドゥ・ランガナサン」とあるは「キャンディス・チザム」の誤りにつき訂正します。

なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

（甲）マイクロフォーカスエンタープライズ株式会社

代表取締役　ミウラ・デニース

東京都千代田区丸の内一―八―三、丸の内トラストタワー本館一八階

（乙）ノベル株式会社

代表取締役　ミウラ・デニース

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館一八階

（丙）日本セレナソフトウェア合同会社

代表社員　マイクロ・フォーカス・エムエイチシー・リミテッド

職務執行者　キャンディス・チザム